

4月1日から 役場の組織改編 危機管理課などを新設します

住民サービスの向上と行政課題への対応強化を図るため、役場の組織改編を行います。

4月1日から新設する部局と業務内容は次の通りです。



New 出納局

会計事務を適正に管理執行するため、出納局を新設します。現在財政課が行っている入札及び契約業務を出納局会計課に新設する契約係に移管します。

※配置場所は現会計課と同じ

New 危機管理課

災害対策や防犯など、危機管理に係る施策の企画立案を集中的に行い、統括機能の強化を図るため、総務部に危機管理課を設置します。

また、防犯に関する業務を集約して二元的に管理するため、現在町民課が行っている交通安全対策業務を同課危機管理係に移管します。

New 町史編さん室

昭和51年に編さんされた「松前町誌」の補遺版を作成するため、総務課に町史編さん室を設置します。



総務課職員係
☎985-4113

接種費用は無料です 新型コロナウイルスワクチンの接種

医療従事者、高齢者や基礎疾患のある人から順次開始され、高齢者へのワクチン接種は4月以降に実施予定です。

まずは3月下旬以降、令和3年度中に65歳以上になる人（昭和32年4月1日以前に生まれた人）に接種券を送付します。

それ以外の人への接種券送付は、4月下旬以降になる見込みです。



【お問い合わせはコールセンターへ】
ワクチン接種に関する相談や接種の予約を受け付ける専用コールセンターを開設します。接種の手順など詳細は、接種券に同封する案内を確認いただき、不明な点は左記までお問い合わせください。

- ▼開設日 3月15日(月)
- ▼受付時間 9時～18時
- ※土・日曜日、祝日を除く。
- ▼専用コールセンター
☎909-3253

3月1日～8日は 女性の健康週間



女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動します。更年期には女性ホルモンが減少し、脂質異常症や骨粗しょう症が起こりやすくなるなど、心と体にさまざまな変化が生じます。自分の体を知るためにも定期的に健康診断を受けましょう。

子育て・健康課健康増進係 ☎985-4118

総合健診受付開始を延期します

新型コロナウイルス感染症予防のため、令和3年度総合健診の受付開始を4月上旬に変更します（広報まさき4月号で案内を配布予定）。

子育て・健康課健康増進係 ☎985-4118

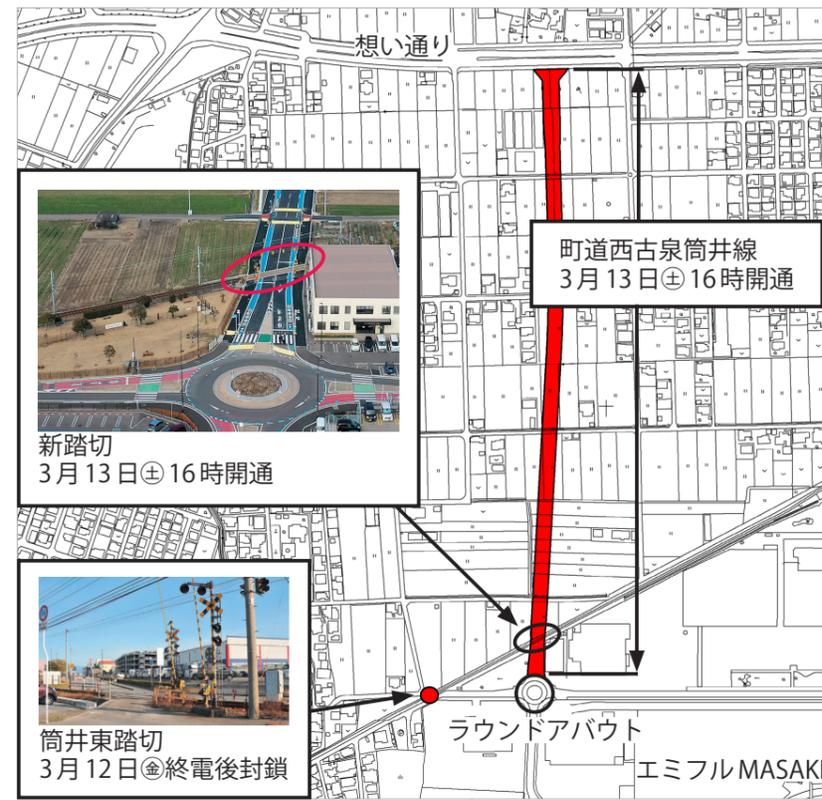
町道西古泉筒井線が開通します

整備を進めていた町道西古泉筒井線が3月13日(土)16時に開通します。これにより、国道56号に集中する車両が分散して渋滞緩和が期待できるほか、災害時にも指定避難所までの安全な避難経路として活用できるようになります。

※同線の開通に伴い、筒井東踏切を3月12日(金)の終電をもって封鎖します。13日(土)からは、町道西古泉筒井線の新しい踏切を利用してください。

まちづくり課土木係

☎985-4123



定期接種はお済みですか 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

接種費用の助成期限が迫っています。事前に医療機関へ予約し、早めに接種してください。

- ▼対象者 町に住居登録がある
- ①令和2年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になった人
- ②60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる重度の障がいがある人（身体障がい者手帳1級程度）

▼接種費用（自己負担額）
4000円

- ※生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は無料（証明書が必要）
- ▼持参物 高齢者定期予防接種記録カード（対象者①には令和2年4月に送付済）、保険証などの身分証明書
- ※接種券・予診票は医療機関にあります。
- 子育て・健康課健康増進係
☎985-4118

3月は自殺対策強化月間です



全国では、毎年2万人以上が自殺で亡くなっています。身近に、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人はいませんか。一人一人が周囲を気に掛け、心のサインに気付くことが命を守ることに繋がります。みんなが命の門番「ゲートキーパー」となり、できることから取り組みましょう。

【命の門番「ゲートキーパー」】

- ①気付き 家族や仲間の変化に気付く。
- ②声掛け 「眠れている？」よく頑張っているね」などと声を掛ける。
- ③傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。
- ④見守り 寄り添いながら、温かく見守る。
- ⑤つなぎ 早めに専門家などに相談するように促す。

専門窓口相談することで解決の糸口が見えてくる場合があります。まずは相談してください。

子育て・健康課健康増進係
☎985-4118

4月15日まで期限延長
確定申告はお済みですか

確定申告の期限を4月15日(木)まで延長します。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町民税の申告をする必要はありません。
※3月16日(火)以降は規模を縮小して実施します。

【役場申告会場】
▼日時 4月15日(木)までの9時～11時30分、13時～16時
※土・日曜日、祝日を除きます。
▼場所 役場2階大会議室
※混雑により、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。

申告した所得は大切な資料

次の申請に必要な、所得証明など各種証明書の基礎となります。

- ・各種健康保険に加入するとき
- ・児童手当を受けるとき
- ・国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ・保育所の入所申請をするとき
- ・奨学資金を申請するとき
- ・公営住宅を申し込みとき
- ・金融機関などから融資などを受けるとき

税務署などで申告を

町内の会場では申告できませんので、注意してください。

- ①分離課税の
 - ・土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
 - ・適用を受ける上場株式などに係る配当所得
 - ・先物取引に係る雑所得など
 - ・山林所得 ・退職所得
- ②青色申告 ③雑損控除申告
- ④亡くなった人の申告(準確定申告)

日時	9時～11時30分	13時～16時
3/1(月)	東古泉	出 作
2(火)	北川原	鶴 吉
3(水)	恵久美	西古泉
4(木)	塩 屋	上高柳
5(金)	南黒田	昌農内
8(月)	新 立	西高柳
9(火)	本 村	大 間
10(水)	宗意原	北黒田
11(木)	筒 井	—

【出張申告会場(各地区の公民館・集会所)】
●松山税務署(自動音声案内)
税務課町民税係
☎941-9121
☎985-4110

申告に持参するもの

- ・認め印(朱肉を使うもの)
- ・税務署からの申告書かお知らせはがき(送付されている人だけ)
- ・給与や年金の令和2年分の源泉徴収票
- ・営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書
- ※ 収入、経費を必ず集計してきてください。
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- ・医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書
- ※ 医療費の通知書や領収書では控除が受けられませんのでご注意ください。
- ※ セルフメディケーション税制の適用を受ける人は、同税制明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類
- ・還付金の受取口座番号(本人名義)が分かるもの
- ・申告者と扶養親族のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)
- ・申告者の身元確認ができるもの(運転免許証)など

固定資産価格などの縦覧ができます

令和3年度の固定資産(土地・家屋)の価格などを縦覧できます。縦覧により、納税者が所有する土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額が比較でき、評価額が適正かどうかを確認できます。

- ▼持参するもの
 - ①認め印(朱肉を使うもの)
 - ②本人確認のできるもの(事前にお問い合わせください)
 - ③代理の場合は所有者の委任状
- ※3年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。
- 税務課資産税係
☎985-4111

手話奉仕員養成研修受講者募集

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する「手話奉仕員」に興味のある人、学んでみたい人を募集します。

- ▼募集人数 2人(午前の部、夜の部、各1人)
- ▼応募資格 松山市が開催する手話講座(入門・基礎)を、1年間通して受講可能な人
- ▼講座の概要 1回2時間の講座で、入門編(19回)、基礎編(23回)の計42回開催予定。
- 【場所】松山市総合福祉センター(松山市若草町8番地2)

【受講料】1000円(教材費は別途必要)
▼申込期限 3月12日(金)
▼申し込み方法 申込書を福祉課障がい福祉係に提出してください。申込書は窓口にあります。
※郵送希望の人は左記に連絡してください。

- ▼選考方法 応募者多数の場合、抽選により決定します。
- ▼申込先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係
☎985-4112

自宅前に下水道管が整備された人へ
下水道に接続しましょう

自宅が下水道の供用区域内になった場合は、排水設備を設置して下水道管に接続することが義務付けられています。自然を守るためにも、必ず接続しましょう。

▼下水道に接続するには
下水道管に接続するには町の指定業者による工事が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

▼町内の下水処理施設
町内の下水処理施設は、平成14年3月31日に供用が開始された松前浄化センターです。町内の下水道の供用区域内で下水道管に接続している家庭などの汚水を、全てこの処理場に集めて浄化しています。令和元年度は1日約2200m³の汚水を自然に返しました。

- ▼下水処理の流れ
 - ①沈砂池 下水の中にある大きなごみや砂を取り除く。
 - ②最初沈殿池 沈砂池では沈まなかった細かい汚れを時間をかけて沈める。
 - ③反応槽 微生物が下水の汚れを食べる。
 - ④最終沈殿池 汚れを食べて大きくなった微生物が沈み、水がきれいになる。
 - ⑤消毒設備

【出典】公益社団法人日本下水道協会ホームページ



いになる。
⑤消毒設備 きれいになった処理水をさらに塩素で消毒し、海に放流する。
●上下水道課業務係
☎985-4126

4月1日現在の所有者に課税されます
軽自動車などの廃車・名義変更はお早めに

4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをすると、その年度分の軽自動車税が課税されますので注意してください。
車種別の手続き先などについては右の表の通りです。

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車(125cc以下) 農耕用作業車 小型特殊自動車 ミニカー	税務課町民税係 ☎985-4110 ※転出の場合は転出先の市町村	①認め印(朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】②車台番号の分かるもの(自賠責保険証書など)③ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)※手続き先で異なる場合があるので事前に確認を
軽二輪車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076	①自動車検査証(軽二輪車を除く)②認め印(朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの。廃車の場合は検査証欄の使用人と所有者のもの】③住民票(3カ月以内のもの)④ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合)⑤自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎050-3816-3124	

忘れずに受けましょう 狂犬病予防注射

◆料金

- ①すでに登録している場合
3,100円 (注射料金)
- ②新規に登録する場合
6,100円 (注射料金+登録料3,000円)



◆注意事項

- 首輪とリードをして、ふん便の始末袋を用意してきてください。
- 持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院でも受けることができます。
- 犬が暴れないように抑えるなど、スムーズな注射にご協力ください。
- 登録内容に変更(犬の死亡・飼主の変更・住所変更など)がある場合は、必ず事前に町民課に連絡してください。

犬の飼い主には、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。日程内ならどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けましょう。
登録済みの人は、3月中旬にお送りする案内はがきを持参してください。



町民課生活環境係 ☎985-4117

4/7 (水) 松前・岡田校区		4/8 (木) 北伊予・岡田校区	
9:00～9:10	南黒田公民館前	9:00～9:20	中川原公民館前
9:20～9:45	北黒田公民館前	9:30～9:45	徳丸集会所前
9:55～10:05	西公民館前	9:55～10:05	出作集会所前
10:15～10:25	古城幼稚園前	10:15～10:30	神崎集会所前
10:35～10:50	松前駅前	10:40～10:50	鶴吉公民館前
11:00～11:20	松前公園老人広場	11:00～11:10	永田公民館前
13:20～13:30	大間教深寺前	11:15～11:25	横田公民館前
13:35～13:50	上高柳集会所前	13:20～13:30	大溝公民館前
14:00～14:15	恵久美集会所前	13:35～13:45	東古泉公民館前
14:25～14:35	北公民館前	14:00～14:10	西古泉公民館前
14:45～15:00	西高柳集会所前	14:20～14:30	北川原集会所前
		14:40～14:50	塩屋集会所前

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さん 一部負担金の減免制度を知っていますか

医療機関受診時に支払う一部負担金の減免制度があります。現在治療中の人で、一部負担金の支払いが難しい人はお問い合わせください。

※減免の適用に当たっては、就労状況や収入状況等の調査・審査があります。

▼減免の対象
災害や特別な事由(農作物の不作、事業・業務の休廃止で著しい収入の減少)がある場合
※国民健康保険加入者は、入院による一部負担金のみ対象
問 保険課医療係 ☎985-4107

住民登録を正しく行いましょう

引っ越しなどで住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出をしてください。氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録する住民登録は、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

▼届け出期間
・転入届と転居届:新しい住所地に住み始めた日から14日以内
・転出届:引越予定日のおおむね1カ月前から受け付け
▼受け付け 8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日を除きます。
※届け出に伴い他課で手続きが必要な人は、時間に余裕を持って来庁を。

届け出が必要なとき	届け出方法
町外へ転出するとき	まず松前町で「転出届」を出し、交付される転出証明書を持って転出先で「転入届」を出す
町内へ転入したとき	転出証明書とマイナンバーカード(持っている人のみ)を持参し、松前町で「転入届」を出す
町内で異動したとき	松前町で「転居届」を出す ※マイナンバーカードを持っている人は持参してください。

問 町民課住民係 ☎985-4105

4月1日から利用できます 障がいがある人にタクシー助成券を交付

「タクシー初乗り料金の助成券」を3月25日(木)から交付します。※利用できるタクシーは、助成券に記載しています。

▼対象 町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人
・身体障がい者手帳(1級～3級)
・療育手帳

・精神障がい者保健福祉手帳(1級、2級)
▼申請方法 手帳と認め印(朱肉を使うもの)を持って窓口にお越しください。
▼申請先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

国民年金制度は世代間の助け合い 給付に関する相談を行っています

国民年金制度は、日本に住む20～59歳の人加入し、若い世代が年金を受給する世代を支える仕組みです。給付される国民年金の種類は次の通りです。

▼老齢基礎年金
保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて10年以上ある人が、65歳に達したときに請求できます。受給額は、納めた保険料によって異なります。

▼障がい基礎年金
次の期間に初診日がある病气やけがで、国民年金法に定める障がい等級表の1級、2級の障がいの状態になった場合に請求できます。

①国民年金に加入している期間
②20歳までか60～64歳で年金制度に加入していない期間
▼遺族基礎年金
国民年金に加入している人や老齢基礎年金の受給資格を満たした人が亡くなった場合に18歳未満の子どもを持つ配偶者か子どもに支給されます。

※給付を受けるための要件など詳しくは、左記までお問い合わせを。
問 松山西年金事務所お客さま相談室 ☎925-5105
町民課住民係 ☎985-4106

松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103
FAX 985-4148

コロナ禍での災害に備えて 避難所に感染症対策用品を配備

松前町公式防災
フェイスブックページ



災害発生時に安心して避難できるように、各指定避難所に感染症対策用品を配備しました。

- 基本的な感染予防対策のために
非接触型体温計、手指消毒液、フェイスシールドなど



- 衛生環境の向上のために
使用するたびに排泄物を密封することができる、衛生的な簡易トイレなど

- 三密回避のために
プライベート空間を確保しながら飛沫感染が予防できる「間仕切り」や、体調不良者との接触を防ぐためのテントなど



避難所での感染リスクを低減するためには、避難者(自主防災組織など)、避難所担当職員、施設管理者の協力が不可欠です。皆さんも、検温、マスク着用や手指消毒などのご協力をお願いします。